

事業報告

環境省生物多様性保全推進支援事業  
元荒川ムサシトミヨ生息地保全事業報告 2

2008

環境省・埼玉県・熊谷市教育委員会・ムサシトミヨ保全推進協議会

事業報告：

「生物多様性保全推進支援事業に係るヒアリングについて」

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 10 日（火）午前 10 時 30 分～12 時 15 分
- 2 場 所 中央合同庁舎第 5 号館 26 階 環境省自然環境局会議室
- 3 出席者 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室  
野仲典理 課長補佐  
村上靖典 係長  
佐藤誠 環境専門員  
環境省関東地方環境事務所野生生物課 見上敏一 課長  
環境省自然環境局野生生物課 北橋義明 野生生物専門官  
埼玉県環境部自然環境課野生生物担当 藤澤俊行 主幹  
熊谷市教育委員会社会教育課 金子主幹 山下事務員

#### 1. 生物多様性保全推進支援事業計画に係る論点の整理

環境省ヒアリング及び県自然環境課との連絡協議を行い、生物多様性保全推進支援事業計画（支援事業計画）の内容についての質問点を提出した上で、以下のとおりの要点整理を見出すに至った。

##### (1) 事業一般について

◇本事業において、県が担当する事業と市が担当する事業の区分けはどのように想定されているのか。

基本的には今年度の予算額は、県負担の 70 万円。市補助の 100 万円の計 170 万円であることに変わりないが、この費用と同額が国から交付される。それについて、増額分に含まれる事業は、ムサシトミヨ保護センターの水中ポンプ配管設置や、堆積土砂の浚渫、啓発事業の拡大などが見込まれており、それらの内、高額の支出が予想されるポンプ関連や浚渫関連は県が事業を行うものであり、市においては啓発事業に増加分を充てることが想定される。

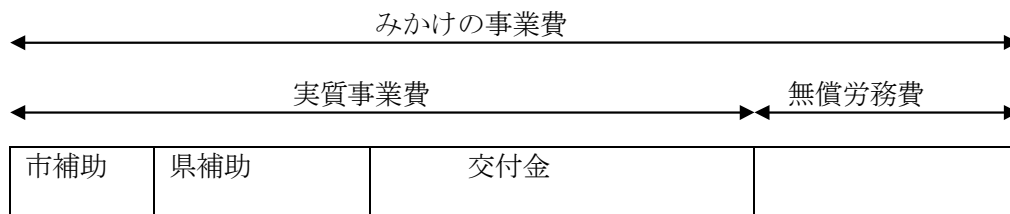
なお、啓発事業においては、無償労務費（ボランティアの人数×労働時間×賃金を一般事業費に組み込める制度）の算定が可能になり、その分をイベントに関わる啓発事業に充てることができる。

## (2) 無償労務費について

### ◇無償労務費についての概要

「無償労務費」とは、「事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動にかかる無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額」のことをいい、主として様々な事業に関連したボランティア要員の労務賃金の額として換算したものであり、事業費交付金とは別枠の交付金である。

この「無償労務費」は、事業計画を変更することなく、全体の事業費とは別に、交付されるものである。よって、県からの補助の100万円と、市からの補助の70万円を合算した170万円と、国からの交付金170万円との計340万円の実質事業費は根本的に変更せず、この額に「無償労務費」の約160万円が加わるという計算になる。無償労務費と実質事業費の関係については、以下のグラフのように示される。



◇無償労働に対する対価としての費用が交付されることは会計検査上、問題は無いのか。

無償労務費は、様々な事業計画に関わった、ボランティアの人数と労働時間、最低賃金を積算したものである。その額を一般事業費に組み替えることは、財務省に確認した結果、会計検査上において問題ないとされた。かつて、農林水産省の支援事業において、同様の無償労務費という方法が用いられたことがあり、今回も同じ解釈である。

◇無償労務費だけでも相当な額を計上することになるが、無償労務費の人数×最低賃金×時間という計算上、大量の人員を要することになる。その数の動員が不可能でもあった場合、無償労務費は行われた人数だけの交付になるのか。

無償労務費の確認は、年度末の事業費をもって行われ、精算払いとして交付される。そのため、ボランティアによって行われた事実を把握するため、日時・場所・内容・参加人数をまとめ、「誰が何時間」労働したのかという報告書を作成し、環境省に提出することになる。それは、ムサントミヨをまもる会の事業報告書の程度で構わないが、「誰が何時間」という点から、名前と時間数を明記した名簿のような書類を添付してもらうことになるだろう。例えば、9月25日に20人が4時間働いたという状況が分かる名簿を作成する必要がある。

その場合、想定していた人数、時間より下回る可能性があると考えられるが、その際は、その実際の状況の人数と時間から換算した額が交付されることになる。けれど

も、予算執行上、想定された額に向けての人員集めや、ボランティア活動の機会を提供するといった働きかけを行い、想定額に近接するための具体的な計画を行い、実践することが必要である。

### (3) 県と市補助金について

◇来年度において想定されている事業費の増額分に係り、県からの補助金が増額されることを見込んでよいか。

額については不確定であるが、来年度の県予算において増額して要望する見込みである。市についても増額した額で要望することが好ましい。なお、県及び市において、その要望額が通らなかった場合は、通常通りの額で事業を組むことになる。来年度の支援事業実施に向けて、来年度初めに改めて申請書を提出することになるが、増額が見込めなかった場合には、その際に環境省への変更届が必要になる。

## 2. 支援事業計画の内容と無償労務費について（ヒアリング概要）

村上係長：埼玉県、熊谷市から支援事業計画の申請を受けたが、その事業について説明願いたい。

藤澤主幹：（計画書に加え、ムサシトミヨのパンフレット、埼玉県環境科学国際センターが作成した「希少野生生物保護事業報告書」等、熊谷市が持参した資料を用いて、事業内容について説明した。）

村上係長：今回の申請を受け、その事業計画について目を通して見たところ、事業の担い手となるムサシトミヨ保全推進協議会（以下、協議会）は既に設立されており、事業内容についても大変充実したものになっている。ただし、採択の是非に関わり、省内で懸念されているのは、事業費全般が小規模であるということである。単年度、1千万円程度の交付を見込んでいる支援事業であるため、今回の申請額がその半分程度であることに対する修正を可能であるなら願いたい。

見上課長：協議会に対して、市と県からの補助金の他に、負担金や会費等はあるか。

山下事務員：ない。協議会は、市70万、県100万の補助金で成り立っている。

佐藤専門員：無償労務費の計上によって額を増やすことは可能であるか。

山下事務員：現状では難しいように思う。申請後において、170万円の倍額となる340万円の事業費総額から、提出時の計500万円への増額に該当する無償労務費については、不明確な点が多い。そのことについて説明願いたい。例えば、無償労務費も一般事業費と同じく、精算払いを行う場合、どのような形で交付を受けることになるのか。

村上係長：無償労務費はボランティア活動の実績を労務費として換算し、精算払いとして事業費に組み込むことが出来る制度である。精算払い後、ボランティアへの謝金として払うことは、有償労務となるため、行うことが出来ない。よって、様々な事業に付随するボランティア活動を、何月何日にどれぐらいの人数が何時間働いたのかという事業報告のような形として作成して、翌年度4月10日程度までに提出を求めることになる。それに対して、額が支払われ、一般の事業費に組み込まれることになる。

山下事務員：事業費の交付に際して、どのような事業報告が必要になるのか。

村上係長：事業報告については、名簿等の添付があると明確なものになるが、単に日付や人数と時間のデータについての情報と、どのようなことを行ったのかという写真が添付されている程度の報告書でも構わないと想定している。これらの作業を行うことにより、無償労務費の交付は、会計検査上においても問題ないとされる。

藤澤主幹：無償労務費に絡み、現在行われているムサシトミヨをまもる会の活動に付随したボランティア要員を募集するなどして対応する必要がある。

山下事務員：その場合、ボランティアの募集は協議会に含まれる地区の自治会を主として行うことが容易であるように感じる。また、親水イベントに関連して大学生ボランティアなども要員として換算することもできよう。

藤澤主幹：県としても、指定区間より下流の県管理箇所の草刈り等で、ボランティアを募集し無償労務費の換算ができるように思う。

見上課長：本事業の無償労務費の額に充当させるためには、どの程度のボランティア要員が必要になるのか、先日、計算してみたのだが、451人が8時間のボランティア活動を行うことで賄える。

金子主幹：これは相当多くの人員を要するということになるだろう。

藤澤主幹：実際、無償労務費として交付されうる額と、交付されることを予定していた額に差がある場合が出てくるように思うが、その際はどのような手続きを取ればいいのか。

村上係長：予定額より下回る可能性も確かにあるだろう。精算払いの性格上、事業報告書を提出の上、実際の額を算定して交付することになる。

### 3. 事業計画の内容に係る検討

野仲課長補佐：事業内容とそれに係る具体的な状況を知りたいので、幾つかの点で説明願いたい。先ず、一級河川と指定河川の合流部の水質状況を教えてほしい。

山下事務員：(埼玉県環境科学国際センター「希少野生生物保護事業報告書」6頁の水質データを参照にBODの数値について提示した。)

【参考資料】

平成20年度 環境省「生物多様性保全推進支援事業」の採択事業

1	ムサシトミヨ保全推進協議会（埼玉県）	ムサシトミヨ保護事業	ムサシトミヨの生息環境を保全するため、埼玉県熊谷市元荒川源流部の水量確保のための地下水の放流や、河川の浚渫、草刈りなどを実施する。
2	富士見町（長野県）	富士見町アツモリソウの里環境保全事業	長野県富士見町に生育するアツモリソウ及びホテイアツモリについて、盗掘の監視や野生鳥獣による食害対策などにより、生育環境の保全を図るとともに、無菌培養技術の開発や植物園での系統保存などを実施する。
3	愛知県	東三河生物多様性保全事業	愛知県東三河地域の生物多様性の保全・再生を図るため、[1]豊川流域における湿地、河畔林、里山保全のための森林整備等を実施するとともに、[2]渥美半島遠州灘沿岸のアカウミガメの産卵環境の保全のための孵化場を整備する。
4	石川県	いしかわの里山の生物多様性保全再生事業	石川県内の里山の保全・再生のため、[1]ギフチョウやキンランの生息・生育地となっている金沢市の丘陵地において森林や竹林の整備を行うとともに、[2]シャープゲンゴロウモドキなどが生息する能登地区のため池群において、ブラックバスなど外来種の防除やビオトープの整備などを実施する。
5	加賀市（石川県）	かが里山イヌワシの森再生事業	石川県加賀市において、イヌワシの生息状況調査等を実施するとともに、イヌワシの生息環境の整備のため、間伐等の森林整備を実施する。
6	敦賀市（福井県）	中池見における湿生希少野生動植物の保全管理ならびに賢明な利活用推進事業	福井県敦賀市の中池見湿地において、外来植物の除去や木道・水路の補修などにより、デンジソウやミズアオイなどが生育する湿原環境の保全を図るとともに、生物相のモニタリングや里地里山を活用した環境学習の支援などを実施する。
7	東近江市（滋賀県）	東近江市ニホンジカ保護管理事業	滋賀県東近江市において、ニホンジカの行動圏や自然植生・農林業への被害状況調査を実施するとともに、それらの結果に基づき、個体数調整や緩衝地帯としての里山の整備などを実施する。
8	環境アニメイティッドやお（大阪府）	ニッポンバラタナゴの保護と環境保全	ニッポンバラタナゴが生息する大阪府八尾市高安地域において、[1]ため池の浚渫や改修工事、アメリカザリガニなどの防除、[2]流域の高安山の森林整備や生きものマップの作成、[3]普及啓発のための環境フェスティバルの開催などを実施する。
9	いなみ野ため池ミュージアム運営協議会（兵庫県）	ため池生物多様性保全計画	兵庫県東播磨地域のため池群において、健全なため池生態系の回復のため、池干しによるブラックバスなどの防除を行うとともに、ため池の生物調査や普及啓発を実施する。
10	豊岡市（兵庫県）	豊岡コウノトリ生息地保全対策事業	兵庫県豊岡市のコウノトリについて、ラムサール条約への登録に向けた住民勉強会など各種普及啓発事業を実施するとともに、コウノトリの採餌環境に適した湿地環境の検討・検証などを実施する。

11	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会(広島県及び山口県)	アルゼンチンアリ防除モデル事業	アルゼンチンアリが生息する広島県廿日市市・大竹市、山口県岩国市・柳井市において、効果的な防除手法の検討のための防除試験を実施するとともに、モデル地区で防除を実施する。
12	財団法人知床財団(北海道)	知床世界自然遺産地域における生物多様性保全事業	北海道羅臼町及び斜里町の知床(世界自然遺産)において、海棲哺乳類や希少猛禽類のモニタリング、エゾシカやヒグマの生態調査などを実施するとともに、生態に配慮した観察手法やルール構築を行う。
13	大崎市(宮城県)	ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」生物多様性保全事業	宮城県大崎市のラムサール条約湿地である蕪栗沼・周辺水田において、湿地の陸地化防止と渡り鳥の増加による水質悪化の改善などを目的として、灌木の伐採や浚渫などを実施する。
14	千葉県	夷隅川流域における生物多様性保全再生事業	千葉県いすみ市の夷隅川流域の生物多様性の保全・再生を図るため、[1]耕作放棄された谷津田の水路や里山の森林整備を行うとともに、[2]アカウミガメの産卵場所の保全のための海岸清掃や海岸植生の保全活動などを実施する。
15	千曲市(長野県)	千曲市生物多様性保全事業	長野県千曲市において、市民が主体となって希少動植物を調査し、千曲市版レッドデータブックを作成するとともに、デンジソウ、オオヤマカタバミ、ベニバナヤマシャクヤクなどの希少種が生育する棚田や里山において、外来植物の除去や間伐、下草刈りなどを行う。
16	名古屋市(愛知県)	名古屋ため池生き物いきいき計画事業	愛知県名古屋市内のため池の生物多様性の保全・再生を目的として、主要なため池において、動植物や水質などの調査を実施するとともに、池干しや浚渫、ブラックバスなどの外来種の防除などを実施する。
17	高島市(滋賀県)	たかしま生物多様性保全推進支援事業	滋賀県高島市において、ニホンジカの行動圏や自然植生・農林業への被害状況調査を実施するとともに、それらの結果に基づき、個体数調整や人と野生動物の棲み分けのための防護柵の設置などを行う。
18	屋久島・ヤクタネゴヨウ調査隊(鹿児島県)	屋久島生物多様性保全再生事業	鹿児島県屋久島町の屋久島(世界自然遺産)において、ヤクタネゴヨウやヤクシマリンドウ、ヤクシマウスユキソウなどの希少種の自生地調査を実施するとともに、ヤクシカの防護柵を設置することなどにより、本来の森林植生の復元を図る。
19	南大東村(沖縄県)	南大東島生物多様性保全再生事業	南大東島(沖縄県南大東村)において、ダイトウオオコウモリなどの希少動植物の生息・生育調査を実施するとともに、郷土樹種の植栽や競合する外来植生の除去などにより、ダイトウオオコウモリが生息できる森づくりを行う。

(熊谷市教育委員会・熊谷市立江南文化財センター 山下祐樹)